



20201021 評基認第 004 号  
2020 年 10 月 23 日

# 認 定 証

独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センターは、以下の適合性評価機関を ASNITE 認定プログラムの試験事業者として認定する。

認 定 識 別: ASNITE 0123 Testing

適合性評価機関の名称: 一般社団法人山梨県食品衛生協会

法人の名称: 一般社団法人山梨県食品衛生協会

適合性評価機関の所在地: 山梨県甲府市小瀬町 1145 番地 1

認 定 範 囲: 別紙のとおり

認定要求事項: ISO/IEC 17025:2017

認定スキーム文書 (ASNITE-T (E)) に  
記載した認定要求事項

認定発効日: 2020 年 10 月 23 日

認定の有効期限: 2024 年 10 月 22 日

初回認定発効日: 2015 年 1 月 26 日

独立行政法人製品評価技術基盤機構

認定センター所長 岸本 勇夫

- ・ IAJapan (独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター) は、ILAC (国際試験所認定協力機構) 及び APAC (アジア太平洋認定協力機構) の MRA (相互承認取決め) に署名している認定機関です。
- ・ 相互承認取決めに係る要求事項は、認定の基準 (該当する国際規格) 適合義務の他に、技能試験参加要件及び定期的な審査の受審並びに MRA 対応事業者に対するトレーサビリティ要求事項 (方針) を指します。
- ・ この事業者は ISO/IEC 17025:2017 試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項に適合しています。この認定は当該事業者が認定された範囲において一貫して技術的に有効な試験結果及び校正を提供するために必要な技術能力要求事項及びマネジメントシステム要求事項を満たしていることを証明するものです (2017 年 4 月 ISO-ILAC-IAF 共同コミュニケ参照)。
- ・ IAJapan ウェブサイトで公開している認定証が最新の認定情報です。

認定プログラムの名称	ASNITE-T (環境) 認定プログラム
認定番号及び付加情報	ASNITE0123 Testing
初回認定日	2015年 1月26日
認定発効日	2020年10月23日
認定の有効期限	2024年10月22日
最新交付日	2020年10月23日
認定された適合性評価機関の名称及び所在地	一般社団法人山梨県食品衛生協会 〒400-0880山梨県甲府市小瀬町1145番地1
法人の名称	一般社団法人山梨県食品衛生協会 法人番号5090005000180
備考	当該認定事業者は、試験事業者として、ISO/IEC 17025:2017(JIS Q 17025:2018) 及び認定スキーム文書 (ASNITE-T(環境)) (第3版)6項に定める認定要求事項に適合しています。

事業所名：一般社団法人山梨県食品衛生協会  
 事業所所在地：山梨県甲府市小瀬町1145番地1  
 実施する業務：マネジメントシステム管理、顧客対応、依頼受付、サンプリング、  
 試料保管、分析試験、結果の妥当性確認、試験報告書の発行

認定区分			試験項目／試験対象	試験規格番号
カテゴリー	サブカテゴリー	試験技術		
化学製品	水	ICP/MS(誘導結合プラズマ質量分析法)	カドミウム (Cd) / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
			セレン (Se) / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
			鉛 (Pb) / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
			ヒ素 (As) / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
			六価クロム (Cr) / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
			ホウ素 (B) / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
			亜鉛 (Zn) / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
			アルミニウム (Al) / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
			鉄 (Fe) / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
			銅 (Cu) / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
			ナトリウム (Na) / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
			マンガン (Mn) / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第6
			微生物定量法	一般細菌 / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原料水、原水
		酵素法	大腸菌 / 水道水、飲用井戸水、飲料水、原水	平成15年厚生労働省告示第261号別表第2